

第十回国会 水産委員会 議録 第十八号

三三三

昭和二十六年三月六日(火曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 富永裕五郎君

理事 鈴木善平君 理事 二階堂進君

理事 林好次君 理事 石原圓吉君

理事 小高兼郎君 理事 川端佳夫君

理事 川村善八郎君 理事 田口長治郎君

理事 水田節君 理事 平井義一君

理事 小松勇次君 理事 水野彦治郎君

井之口政雄君

出席政府委員

農林事務官 山本豊君

(水産庁次長)

運輸事務官 石井昭正君

(鐵道監督局長)

鐵道部長

委員外の出席者

衆議院參事(法制局長) 梶島貞男君

衆議院參事(第三部長) 杉浦保吉君

參議院水産委員 岡尊信君

參議院專門員

本日の會議に付した事件

參事人招致に関する件

連合審査會開會要求に関する件

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(參議院提出、參法第一号)

水産物の運賃に関する件

○富永委員長 これより水産委員會を開會いたします。

議題に入る前にお諮りいたします。

ただいま大蔵委員會において關稅定率法の一部を改正する法律案を審議いたしてありますが、水産業は重油、輕油等炭化水素油を最も多量に使用する産

業であり、その全量の約三〇%を使用している現状であります。その上燃油は水産業においてはその濃縮高を左右する重要要素でありますので、これが高騰したために漁獲高の低減を惹起するおそれがあり、国民生活に及ぼす影響はまことに大であります。現下の水産業は、その他の輸入資材においてもいづれも高騰し、資材費はますますかさみ、今やその経営は危殆に瀕してあり、これが打撃を講じなければ、崩壊するおそれさえあることは、さきの司令部よりの勧告にもある通り、明らかなる事実であります。しかもこのたびの炭化水素油に關稅をかけようとする趣旨が、その一割を産出するにすぎない国内産油の保護策であるということにつきましても、われわれとしては納得いたしかねますので、以上の趣旨からして、關稅定率法の一部を改正する法律案の附則として「炭化水素油の項中、原油、重油及び粗油の稅率は当分の間關稅定率法別表の稅率にかかわらず無稅とす。」といたすべきであると考

えますので、この件につきましても大蔵委員會に合同審議を申入れることに御異議ございませんか。

○富永委員長 御異議なしと認め、さようにとりはからいます。

なおり時等につきましても委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

○富永委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○富永委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○富永委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○富永委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○富永委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○富永委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○富永委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○富永委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○富永委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○富永委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○富永委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○富永委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○富永委員長 御異議なしと認め、さようとりはからいます。

○富永委員長 次に水産物の運賃に關する件を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。川村委員

○川村委員 鐵道運賃は昨年の四月一日に改訂になりました。大体平均八割の値上げとなつたのであります。しかしながら水産物の特殊事情から、これを特別扱いにしなければならぬということ、遠距離に對しても割引をなし、さらに水産物の品種その他いろいろ差別をつけまして割引をしておる現状であります。これは一年の暫定期間になつておりましたが、来るべき三月三十一日にはその特例が解消されまして、このままで行きますと、全部八割の値上げをしなければならぬことになるのであります。かくては当時の水産物の價格と、今日の價格を對照いたしますと、相當に安値になつておつて、むしろより以上に運賃の割引をしなければならぬ実情になつておるのであります。おきまして、結局普通の貨物扱いとなつて、八割の値上げをしなければならぬと思つたので、一応運輸當局にその事情を御説明願つて、さらに御質疑を申し上げたい、かように考えます。

○富永委員長 この場合委員各位にお知らせ申し上げます。水産庁次長山本豊君、国有鐵道部長石井昭正君、御両君が出席せられております。

○石井政府委員 昨年の貨物運賃値上げに伴います鮮魚の運賃に對する特別措置に關するお尋ねであります。ただいまお話ございましたように、

昨年の一月一日から貨物運賃は八割値上げをいたしましたのであります。その際各種の品目についていろいろ御議論もあつたのであります。特に鮮魚に關しましては、運賃負担力の面からいろいろ御意見がございまして、結局等級を改正するということについて研究をいたしておるところでありまして、等級改正審議會を国有鐵道の内部に設けて、關係の官庁あるいは業者、いろいろの専門家等のお集まりをいた

だしまして、審議をいたしました結果、鮮魚、特に大衆的な鮮魚につきましては従来の等級よりさらにまた等級を下げて、従ひましてその結果といたしまして、一般の貨物の値上りよりははるかに安くするといふ方針になつたわけでありまして。さらにその上に、遠距離に對しましては何とか運賃割引の考慮をしらうといふ強い御要望がございまして、結局七百五十キロ以上の鮮魚、冷凍魚につきましてはさらに五分引きといふことになつて、値上げ前の運賃に比べれば、もちろんある程度の運賃増加はしておりますが、しかしながら八割というより高率な値上げには相なつておらないわけでありまして。この割引の特別措置の期限が一応本年の三月三十一日になつておることはお話通りでございます。従つて運輸省にいたしましては、かような特別措置をいたしましたその他の品目とあわせて、目下考慮をいたしておるわけでありまして、御承知のように、昨年六月朝鮮事變勃發以來、諸物價のうちには相當高騰を示したのもございまして、必

ずしも特別措置を繼續するのが適當かどうかと思はれるものもないではないと思つたのでございます。また一方、鐵道の方の事情は、生産資材相當の値上りを示しておりますので、二十六年度におきます収入のバランスは、予算面上はきわめて健全になつておりますが、はたしてその通りかどうかという点には大きな危惧が持たれておりまして、たとひ経費の上におきまして何とか破綻を来さずにやれるといいたしまして、工事費その他につきましても、相當無理が加わつて来るのではな

いかという見通しなんでしょう。かような点から、國鉄財政の状態と一般經濟状態、物價の趨勢等もあわせて、このまま全部繼續するといふようなことではなしに、今日の實情に即してこの特別措置を検討して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○川村委員 ただいま御説明されたことにつきましては、大体現行法の問題について特別を設けたことを、さらに延長したいという意見は十分含まれておりますが、ただそれを今日このままに――品目を検討せず、あるいは諸種の客觀情勢等もあるもので、そのままに認められないというよりな意味が含まれた言葉のように承ります。そこで水産物の實情を申し上げます。他物物は朝鮮動亂を契機として値上りをしたでしより、あるいはいろいろな機構、運賃に關する問題も、人件費その他物價の値上りによつて高騰したことも事実だと思ひます。ただ水産、い

わゆる漁業に関する限りは、かえつて朝鮮動乱が契機となつて物価が安くなつておる。すなわち水産物の価格は安くつたという実情であります。一例を申し上げますと、戦争前はこんぶでも、するめあるいは貝ばしら、そうしたようなものは中国、朝鮮方面に相当行つておつた。これがびつたり行かなくなつて、するめの価格は下る、こんぶの価格は下る、あわせて水産物いわゆる鮮魚の価格等も大分落ちたというのが実情であります。鉄道も独立採算制の意味からいつて、当然今説明があつたようなことは心得なければならぬと存じますけれども、ただいま私が申し上げましたように、水産物は逆に悪影響が大きかつた。このまま運賃を高騰させられたのでは、今ですら漁業経営が成り立たないといつて、方々に議論が起きておる時分に、鉄道運賃がさらに加算されることになれば、これはたいへんな問題と思ひます。従つてこれは運輸当局といたしまして、国鉄と相談をして、もちろんこれは再検討しなければならぬと思ひますが、改訂の場合は、この委員会を通じて十分に懇談し、納得の行く線で運賃の改訂もしくは特例を設けていただきたいと、私は念願するものであります。その点について政府当局の御意見はどうであるか、單獨でどこまでも押切るか、あるいはいろいろの機関にはかつて、公正な運賃の操作をきめるという方法をとりまつか、いづれにしてもこれをきめなければならぬと思ひますので、この際御説明を承つておきたい。

○石井政府委員 この特別割引の暫定措置をいかにするかということについては、ただいま申し上げましたように

検討中でございますまして、御説のように割引をいたしました状態と比較いたしましたので、そこに状態の変化がない、むしろ逆に運賃負担力の上からいへば悪化しておるようなことが事実でございます。すれば、さような点から考慮いたさなければならぬことは、当然であらうと考へておる次第であります。ただその措置を実施したすにあたりまして、当委員会等にお諮りするかどうかというお話でございますが、私どももいたしましては、特別割引いたしましたときの経緯にかんがみまして、もちろん当時いろいろ御盡力になりました方には、よく意を盡して御了解願ひたいと考へておる次第でございます。委員会に正式にお諮りするといふようなことは、事務の性質上いかがかと考へております。

○川村委員 昨年の運賃の改訂をする場合におきましては、他の党は別といたしまして、自由党では政調会で取上げて、ずいぶんもみもんだのであります。大体その当時の意見といたしましては、運賃の改訂はしない、いわゆる鉄道全体の経営について検討をする。極端に言へば、戦前の五倍の人員を擁しておるが、しかしながら戦争の影響で一つも鉄道は延長されておらない。であるから、内容を検討すると、必ず経済が浮いて来るという議論が起きて、改訂には不賛成な意見が相当に強かつたのであります。しかしながら、いづれにいたしましても、その当時は一般会計から相当に補助をしてやらなければ、鉄道の採算、つまり経営がでないといふことで、やむを得ず認めたのでありますけれども、当時院議を尊重しなければならぬといふ付

帯決議があつて、そして通過したという経過があるのであります。もちろん水産委員会にはかかるかどうかという局限した問題は、それはできないままで、やはり院議というものがあつたので、それ／＼のそうした機構にはかつて決定しなければ、またぞろ大きな政治問題として、取上げられる憂いもあるので、私はここであらためて希望申し上げますことは、特例を設けずとも、さらにあるいは運賃の改訂をいたすにいたしましては、慎重にお考へを願つて、院議を尊重してそれ／＼はかられる方が、むしろ無事平穩に行くと思ひますので、その点特に御留意を願ひたいと思ふのであります。

○石井政府委員 私の言葉が足りなくて誤解をいただいたことを恐縮に存じます。ただいま川村先生のおつしやつた意味のように私は申し上げたつもりであります。決して御相談もおはかりもしないでやつたという意味ではございません。当時いろいろのお話もありましたし、当該機関等の了承は十分に得てからやつた、こういう意味で申し上げたわけでありまして。

○川村委員 そこでこれは、あなた方の運営の内容に入ることは、私欲するところではありませんが、当時私らが説明を受けたときに残された言葉でありますので、この点も確かめておかなければならない。というのは、当時運賃を値上げするといふ理由の中に、もちろん鉄道の独立採算制といふことはお考へになつて、その議論は持ち出されたのであります。先ほど申し上げた通り、こういう説明があつたのであります。鉄道はできるだけ今後建設をして、言いかえれば客車も増加する

し、また内容も改善をする、サービスも十分にすることと同時に、鮮魚の輸送については、鮮度保持のために冷蔵車を相当増加する、さらに氷等の運賃については、今後特例の上の特例も研究して設けるつもりだといふような、いわゆる内容の改善について相当力を入れた説明があつたのであります。が、こうした点について、御承知の通りに客車は相当改善されたことは事実であります。ただいなかに入りますと、いまだに板の腰かけがある。しかもがたがたで、ガラスが破れて風が入つて、雨が漏るといふような客車がまだあります。これらはいずれは改善されるでしょう。しかし貨車については、冷蔵車も相当増加するといふ話もあつたが、どうも状態がそれと相反して、さつぱり貨車が入つて来ない。大漁の時分には、鮮魚の輸送に非常に困つておるといふようなことは、われわれずいぶん聞かされるのであります。が、こうした点において、もしそこに資料がありますならば、冷蔵車は今年はどうする、鮮魚輸送についてはどうする、あるいは水産物の輸送についてはどういう処置をとるといふようなことも伺ひできたら、たいへんけっこうだと思ひます。

○石井政府委員 輸送サービスの改善についてお話が出まして、旅客輸送についてはお話しがございしましたが、支線方面におきましては、いまだに客車の悪いのがまわつて、たいへん御迷惑をかけております。この原因は、御承知のように木造車にあるわけで、これらを全部なくしたい、全部鋼造車に改造しようといふことで、それを五箇年計画で鋼体化する計画を立てており

まして、計画通りたゞいま実施しているわけでありまして。そういたしますと、結局現在の木造車にあまり多額の費用を投じて修繕いたしましたも、すぐ鋼体化しなければならぬといふようなことがありますので、たとえば雨漏りを直すとか、ガラスを直すとか、座席を直すといふ点についての考へ方を、多少稀薄にすると思ひますか、そういう点に考へ違ひがあつたような情勢もございました。その点につきましては至急に注意を促しまして、昨年末から本年度にかけて全部木造車の特別修繕計画を立てさせてやつたのであります。おそろく年度末までには座席、ガラス、あるいは屋根等の修理は一応でき上るかと思ふのであります。それから先のことにつきましては、一応新造車を基幹線に入れて、逐次支線の方にまわして行くという順番にしたいと思ひます。特に三等の木造車の鋼体化が進んで参りますれば、ただいまのような御迷惑をおかけしないで済むといふような状況でございます。一斉にするといふわけには行かないので、この点は御了承願ひます。

次に冷蔵車の問題でございますが、冷蔵車は本年度は大体百両つくる計画を立てまして、ただいまのところ、十二月末までには八十九両完成しております。もちろんこれで十分と思つております。もちろん、特に来年度におきましては、一般貨物輸送の逼迫によりまして、貨車の新造計画を非常にたくさん立てたのであります。国會に御承認を願つております予算によれば、基礎数字といたしましては、来年度は四百五十両の冷蔵車の計画を立てているのであります。ただこの点が先ほど申

し上げました資材の値上り等によつて相当運賃が狂つて参りますので、実行上はたしてこれが全部完成できるかどうか。それからして、多少重要でないところを省いても、こちらにまわさなければならぬというように考へているのであります。そういうふうな冷蔵車の増加につきましても、他の貨車に比較しますと、特段の手配をいたしてゐる次第でございます。また輸送路につきましても、時刻改正の際にも、鮮魚輸送列車の運行については、絶えず改善をはかつて、各業界の方々の御要望にできるだけ沿うように処置いたしておるつもりでございますが、なお一段と御指導をお願いいたしたいと思ひます。

○川村委員 たいだいま客車の今後の増加あるは貨車の増加についての御説明があつたのでありますが、本年は百両の計画で八十両ができておる。また大休百パーセントまで行かぬでも、九十パーセントに近いことと、まことにけつこうでございます。来年度は四百五十両の計画であるが、材料の値上りその他いろいろな事情から、はたしてどうかといつたようなお話があつたのでありますが、予算措置においては、大休四百五十両という冷蔵車を増加するべく通過したかどうか、つまり衆議院は予算は通過しておりますので、あの予算に織り込んであるかどうかという問題を、お伺ひいたしたいと思ひます。

○石井政府委員 予算は、冷蔵車大休四百五十両という数字で、車両費の中は組み立てておるのであります。ただこれを組み立てましたときの單価と、たいだいまこれから発註いたしますと

きの單価と、おそらく大分違ひが出て来るのではないか、その点の數量がはたして計画通りできるかどうか。われわれといたしましては、もしできないとなれば、情勢の変化に應じて、また別途の予算措置をお願いするなり、あるいは他の費用を削減してまわす、その他いろいろ方法もあるかと思ひますが、予算には一応、たいだいま申し上げました通り、四百五十両という内容で、衆議院の御可決はいただいた次第であります。

○川村委員 そこで結論を申し上げますが、まず運賃については、水産物をりをしておる現状でありますので、特例については特段の措置を講ぜられんことを希望いたします。さらに客車、特に冷蔵車の建造については、万全の努力を払つて、ぜひ四百五十両を建造するよう、しかしてこのサービスも十分に改善するようを要望いたします。

○小高委員 たいだいま政府が、国内の食糧の自給自足体制を樹立して、その糧の自給自足の安定をはからなければいけないという線に向つて強度に動いておるといふことは、おそらく固有鐵道関係者においても御承のことと思われぬのであります。そういうことかから思ひをいたしますと、現在の水産食料が政策上はなほ冷遇されておる。ことに最近の採算上の困難、資材の値上りに対する魚佃安、これらの点は、先ほど川村委員が語る述べられた通りでございますが、これにつきましても、一昨年の十二月、国鉄貨物運賃八割の値上げをせんとする際に、代議士会において、ここにおられます出

淵委員とともに二日間これを議論し、政務調査会において、大屋運輸大臣の二日間の出席を求めて、運賃の値上げは何ゆゑにしなければいけないか、国鉄がきつめて合理的に経営して、なおかつ八割の赤字を出したのであるか、また経営上に遺憾の点があつて八割の貨物運賃の値上げをしなければならなくなつたのであるか、資料を明らかにしてもらわなければ、ただちにこれを決定するわけに行かぬという論旨のもとに相当つづつたのでございますが、その結果、諸種の説明もございまして、ともあれ今の際には、すでに政府も方針を決定したことがあるから、一応八割の値上げをのみ込みはするが、等級を引下げることによつて、事実上の値上りがある程度阻止するということとでございまして、話がつかつたのでございまして、その際に、たいだいま国鉄部長の御説明によりまして、生鮮魚類は七千キロ以上を割りますといふこととありますが、当時二百キロ以上を割引したらどうだといふ意見が強硬に出ておつたのでありまして、これはいづれ四月、すなわち昨年の四月の改訂において考慮するといふ言葉があつたのであります。その後の状況を見ますと、そういう具体的な事例が現れておらない。当時政務調査会の議論においては、大屋運輸大臣及び国鉄部長の局長級の首脳部が全部出ておつたことと承しておるのでござい

ますが、本月一ぱいで、四月早々改訂を見ようとしておる際に、すでに事務当局においては、四月といつてもはや余日がないのでありますから、およその程度に上げようとするぐらゐの腹案があるはずだ、少くとも原案に

対して検討中であるかと思ふのであります。その検討しておる内容において、二百キロ以上を割引する内容が盛り込まれておるか、またどうしても七

百キロ以上でなければいけないか、この点について昨年来の私どもの一つの懸案でありますので、鉄道部長からの御説明をお願いいたします。

○石井政府委員 たいだいま、十二月の改正にあつては、私どもも十分に承いたしたことは、私どもも十分に承いたしておるのであります。このときは等級をかえないで、いづれ等級は四月からかえるようにするから、それとひとつ暫定的措置としてごしんほうを願ひたい、こういうふうなことで、一応三月まで暫定的な措置が講ぜられた。その間に、先ほど申し上げましたように等級審議会を設けまして、そこで等級の改正をいたしました。それで最終的な線につきましても、等級の引下げを行つたのでございまして、従いまして私は、たいだいまお話のありました問題は、等級引下げと関連して、ある程度御了承を得たのではないかと考へる次第でございます。なお七百五十キロ以上につきましても、遠距離でございませぬので、等級の改正でもまかないきれない点があるので、特別措置をとつた、かように考へておる次第でございます。

なこの等級の特別措置の継続に關しての原案はどうかというお話でございますが、これは私も、原案といふものは、たいだいま行つておりますものを検討するといふ意味でありまして、お話がございましたような、新しい問題につきましても、別途考究いたさなければならぬかと思ひますが、それは

たいだいま申し上げました特別措置についての継続の問題と、また別個に御意見を拜聴していただきたいと思います。

○小高委員 たいだいまの御答弁であります。二百キロ以上の、トラック輸送がちよつと骨が折れるという地点は、水産物に限つて、よろしく貨物運賃の割引をすべしという意見を持つておるのでございますから、これはこれ以上の質問をいたしませんから、どうかそういう意見があるということを御了承の上、原案作成の際に、その意思を盛り込んでいただきたことを希望いたします。

○井之口委員 先ほど川村委員から、鉄道の運輸サービスについて質問がありました。たいだいま水産関係の運輸は、とりわけ朝鮮事変発生以来非常に停頓しているやに思われるのであります。これは明らかに朝鮮事件のためである。これは明らかに軍事的に使われておる。その結果そういうふうになるのじやなからうかと思ひます。それによつて、今までの線が大きく増車されつたか、どの辺に水産上の運輸について大きな支障を來しておるか。また新しい貨車の製造につきましても、水産方面に必要なところの冷蔵車などの増車がとかく遅れて、そしてほかの方面にまわされておるだらうと思ひますが、その状態等についてちよつと御説明が願ひたい。

○富永委員長 井之口君にちよつと申し上げておきます。議題は鉄道運賃に關して質疑をいたしておりますので、もちろん閑運はあると認めますが、その範圍をあまり逸脱しないように御質

疑を願いたいと思います。

○石井政府委員 朝鮮の事変以来、非常な鉄道の貨物輸送が張つて参りました。これは何と申しますか、国内におきます生産活動が刺激された結果でありまして、必ずしも軍事輸送とかばかりをやつておるわけではございません。それで鮮魚についてはどの方面が輸送の隘路になつておるかというところでございますが、ただいま申し上げましたように、輸送貨車の逼迫は大體全国同じような現象でございますので、おそらく鮮魚につきましても、御迷惑をかけておる程度は同じではないかと思つたのです。ただ鮮魚は非常に季節的に量の違いがありまして、その輸送量に對しまして、非常に鮮魚の漁獲が多い場合は、この波動に對する手配というものは、貨車が逼迫して参りますと、あまり思わしく行かないということが起つて参りますので、従つてそういう豊漁のあつた場合には、非常に御迷惑をかける点が多いのじやないか、かように考へる次第であります。

それから冷蔵車の整備の状態につきましては、先ほど川村委員の御質問に對してお答えいたしました通り、貨車の中でも、特に冷蔵車につきましては十分努力もしておるつもりであります。

○富永委員長 ただいま川村委員と小高委員と政府当局との間に質疑応答のありました、水産物鉄道運賃、並びにその特別価格に關しまして一言政府に要望しておきたいと存じます。

いたしたのであります。当時いろ／＼な事情を勘案いたしましたので、現行鉄道運賃に相なつておるのであります。ただいま石井鉄道部長から述べられました内容につきまして、これが構想がまとまりました際には、ぜひ本委員会にお示しをいたしまして、本委員会はこれを取上げて、十分に検討いたしたいと考えておりますので、この点政府当局に申入れをいたしておきます。

○富永委員長 これより水産業協同組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、提案者木下参議院水産委員長より、専門員をして詳細に説明並びに応答をいたさせたいとの申出がありますが、これを認めるに御異議ありませんか。

○富永委員長 御異議なしと認め、さうに決します。質疑の通告がありましますのでこれを許します。川村委員。

○川村委員 先般、参議院におきましては、協同組合法の一部改正をいたしました。員外理事を認めるということと、さらに共済組合を設立して、その会員には中金も認めるという案であつたように思われますが、この際一言承つておきたいことは、われ／＼は当初漁業協同組合法を検討いたしましたときに、員外理事もある程度まで認めなければならぬ、認められた方がかえつて漁業協同組合の将来の発展のためにいいじやなからうかという議論は相当強かつたのであります。しかし当時の原案といたしましては、どこまでも漁業協同組合というものは、漁民の結集団

体であるから、利害相反するものについては、絶対役員としては認めるべきではないというふうなことに相なつておつたために、やむなくわれ／＼は政府原案を通過させて今日に至つたのであります。ところがもうすでに二周年になりました、その運営はどうであるかというところ、われ／＼が考えた通り、漁民そのものから出ました代表の理事というものは、悪いというのではございませんけれども、漁民は、申すまでもなく日夜漁撈に挺身しておりまして、実際に組合運営の衝に當ることが比較的少いのであります。さらにまたこれまでは相當に員外理事も認めておりました、それが中心となつて運営をして來ましたのが、一挙に役員というものは漁民から出なければならぬということになつたために、運営になれておらないというふうな点から、今日の漁業協同組合は、いずれもそうした運営上に困つておる。それにはいろいろ／＼なその他の原因もあつたけれども、とにかく協同組合からいふと、七〇％くらいは失敗に歸したというふうなことが事実であります。そこで参議院ではこれをいち早く気がつかれました。協同組合法の一部改正をして、員外理事を認めることになつたことは、まことに私は當を得たことだと思つてあります。そこでただ問題は、当時の立法の精神と、それから今日の事情が違つておりますが、その立法の精神上において、何かピンと來ないものがありますので、でき得れば鮫島第三部長から、立法の精神とどういふふうな關係になつておるかというふうな内容的な説明、さらにその点について、参議院はどういふふうに考へてこ

れを改正したか。以上について若干御説明を願えればつこうと思つたので、一応お伺いしたいと思つたのであります。

○岡参議院水産委員会専門員 私の方では考へておるところの關係だけを申し上げたいと思つた。今度の員外理事を四分の三というものに対する改正をしたのは、一般の水産業協同組合、すなわち漁業協同組合、あるいは連合会の改正ではなくて、第九国会で水産業協同組合法の中へ、水産業協同組合共済会という一つの会をつくつていたのだでございますが、その分だけの問題でございます。それを事実上農林省の許可を受けて、創立總會を開いて、役員を選挙ということになつてみましたところ、御承知の通り共済会の会員は、組合員もあつたが、全四約四千の組合であります。そういう關係上、県漁連の会長あるいは單位組合の会長が集まつた場合に、多くは会長は員外の人が多いためでありまして、会長、理事の選挙をしてみますと、もしこの四分の三という条件に拘束されることになると、役員選挙のしようがないのであります。大部分は員外理事が会長になつておる關係上これをはずしたい。従つて全部はずす意味ではなくて、県漁連の会長あるいは漁連の会長は、四分の三の中に入るのだ、こ

ういうように漁連または県漁連の会長は役員になれるのだというように、この点を改正するということ、單に共済会のことだけでございます。

○川村委員 ただいまの御説明を聞きまして十分承知したのであります。そこで私らの当初からの主張の、これは連合会の会長ばかりでなく、單協でも

やはり員外に人材があつたならば、役員に入れるべきであるという議論とやや近くなつて來ましたので、私はこれ以上質問をいたしません。よくわかりましたので、私はこの案に對して、賛意を表するものであります。

○富永委員長 ただいまの川村委員の質問に關連してお尋ねしておきますが、實際選任された理事は、現在どのような人であつて、このたびの改正のねらいである員外理事が、どのような割で選任せられておるかについて、もし御承知であれば、お聞かせおきを願つたいと思つた。

○岡参議院水産委員会専門員 この点は、むしろ水産庁の方で御説明願えればよいと思つたが、實際の結果を見ますれば、もとの漁村経済協会の役員が大部分理事、監事になつたようでありまします。員外の者が大部分で、三分の二以上くらいは員外だと聞いております。この点はつきりした数字をこへ持つて來ておりませんので、もしお入用でしたら、あとで書面でも申し上げます。

○富永委員長 ほかに御質疑はありますか。——委員長から一応法制局に申し上げておきます。

農林中央金庫法を改正して、水産業協同組合と同様共済会も農中の系統機關の中に入つて、預金もでき、金も借りられるようにすることは、共済会の運営上当然でありますから疑義ありませんが、附則において、この法律施行前にした理事の選任については適用するということになつておりますが、これは現在では資格のない者が選挙されておる、当然無効であるものを、本改正によつて有効にしようというふうな

考えられるのでありますが、この点について、法務局の御見解を御説明していただきたいと思ひます。

○鮫島法制局参事 先般第九国会において改正になりました水産業協同組合法によりますと、共済会の理事は、共済会の会員であります水産業協同組合を直接または間接に構成する個人でなければならぬ。言いかえると、会員たる協同組合の、いわゆる組合の個人たる組合員なり、あるいは個人たる組合員でなければならぬということになつてゐるのであります。この理事の定員の少くとも四分の三以上は、そういうものでなければならぬということになつてゐるのであります。この場合におきまして、もしも共済会の理事の定員の少くとも四分の三以上が、今申し上げました者以外の者から選任されていたらと選任ならば、そういう資格のない者から選任された理事、その理事の選任は、当然法律上無効になるというふうな解釈せられるのであります。ただ今回の改正法の附則におきまして、会員たる組合の理事たる者も、共済会の理事になり得るといふことになりまして、それは法律施行前に選任された理事についても、遡及して適用するといふことになつておられます。無効である選任行為をこの際遡及して有効にしよという附則の規定になつておられます。これは立法的に申しまして可能なことであらうかと思ひます。言いかえまして、前に無効であつたことも、この附則の規定によつて有効になる、こういうふうな解釈であります。それからこういう無効な行為をあとから有効にするというふうな立法例が

今まであつたかどうか、早急にいろいろ調べてみたのでございすが、よい例も見当たらないのでございすが、ただ私の記憶にございすがこれに似ている例としては、旧帝國憲法時代のごときでございますが、陸軍関係の給与令におきまして、その給与は現金でなければならぬといふふうになつておりましたのを、いろいろな財政上の都合で、現物給与をして、その後になつて、この給与は特定の給与でございすが、特定給与は現物給与でもよろしい、それとしてそれはその現物給与をやつてもよいといふ規定を遡及させるといふことによりまして、前に現物給与をしておつたのを、後になつてから、その現物給与も適法な給与とするといふような立法例が、旧帝國憲法時代にあつたのを記憶いたしますだけで、ほかにはこういう立法例は今ちよつと思ひ当らないのでありますけれども、法律的な解釈をいたしましては、この無効な行為を遡及して有効にするといふことは、可能であらうと存じております。○富永委員長 ほか御質疑はありますか。——御質疑がないようでありますから、これにて質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。井之口委員

○井之口委員 共産党は、この法律案に對しまして、反對いたします。水産業協同組合法の精神に従いますれば、漁民をして、こういう団体を育成し、発達させ、その生活の向上をはかり、また水産方面における力を充実させるというのが本旨である。しかるに今理事選任の制限を緩和いたしました、従

来の漁業ボスというふうなもの支配を強めるといふような、非民主的な方針の改悪に對しては、反對せざるを得ぬのであります。なお農林中央金庫への出資者たる地位を認めるということも、簡単に考えれば、そこから融資を受けるというふうなことも考えられますが、事実上力の弱い水産業の方面に、かえつて資金がまわつて来ないという現実の結果になる。言いかえてみますと、この法案によつてやろうとしているねらいはどこにあるかといへば、法律の形でもつて、漁民の今日困つておるところの水産業協同組合を何とかしようといふ枝葉末節のやり方である。それよりは漁民自身の生活をもつと高め、水産業の地位を高めることによつて、漁業協同組合共済会並びにその資金面の充実をはかるという、もつと積極的な、もつと進んだ法律案を出すべきものだといふは思ひます。○富永委員長 これにて討論は終局いたしました。これより水産業協同組合法等の一部を改正する法律案、参議院提出、参法第一号について採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を願ひます。〔賛成者起立〕

○富永委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。なお本案に對する委員会報告書作成の件につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり。○富永委員長 御異議なしと認め、さうとりはからいます。次回は明後八日午前十時より開会いたします。なお明日は午前十時より外務委員会との連合審査会を開会いたしますから、御出席を願ひます。本日はこちらにて散会いたします。

午後零時四分散会
〔参照〕
水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書
〔都合により別冊付録に掲載〕

昭和二十六年三月十七日印刷

昭和二十六年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁